

山口市ミニ下水路整備事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、山口市ミニ下水路整備事業（以下「事業」という。）を実施するにあたり必要な事項を定め、生活雑排水が流入する公共用水路を改良することにより、水路の維持管理を容易にし、円滑な雨水排除と生活環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水路 山口市が所有する河川法（昭和39年法律第167号）、道路法（昭和27年法律第180号）及び海岸法（昭和31年法律第101号）が適用又は準用されない公共用水路をいう。
- (2) 維持管理 日常の維持管理の範囲である草刈、泥上げ、簡単な修繕等をいう。

(事業を行う区域)

第3条 事業は、都市計画区域内であり、かつ公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業を除く）の認可を受けていない区域において、緊急度・事業効果等を勘案して、予算の範囲内において実施するものとする。ただし、市長が特に認めるものについてはこの限りでない。

(事業対象となる要件)

第4条 事業申請に当たっては、次に定める要件を備えていなければならない。

- (1) 第1条に掲げる目的に沿うものであること
- (2) あらかじめ、用水権者・隣接者等、関係者の同意を得ること。
- (3) 受益戸数がおおむね30戸以上であること。
- (4) 現況の水路幅が0.3メートル以上で、土水路または老朽化したコンクリート水路であること。
- (5) 水路の改良により放流先で問題が発生するおそれがある場合は、関係者であらかじめ解決しておくこと。
- (6) 水路の施工箇所民有地が存在する場合は、地元関係者の負担により分筆登記し、市に寄付すること。
- (7) 工事に伴い仮設道路や作業用土場等が必要な場合は、市が土地を無償で使用可能であること。この場合、申請前に地元関係者は地権者の同意を得ること。
- (8) 水路の維持管理は地元関係者の負担により行うこと。

(申請の方法)

第5条 事業の実施を希望するときは、その代表者を定め、山口市ミニ下水路整備事業実施申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 山口市ミニ下水路整備事業実施同意書（様式第2号）
- (2) 位置図
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(実施可否の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があった場合は必要な調査を行い、事業実施の可否を決定し、山口市ミニ下水道整備事業実施可否決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めることのほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施要領は平成22年4月1日から施行する。
- 2 単独都市下水道(ミニ下水道)事業実施要領は廃止する。

(経過措置)

- 1 この要領の施行期日までに、単独都市下水道(ミニ下水道)事業実施要領の規定によりなされた手続きその他の行為は、それぞれこの要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要領は、令和3年2月15日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

山口市ミニ下水道整備事業実施申請書

年 月 日

山口市長 様

申請代表者

住 所

氏 名 (※)

(※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

(電話)

次の水路を構成する土地に民有地が含まれる場合、分筆登記のうえ、山口市に寄付しますので、下記水路を改良していただきますよう、関係書類を添えて申請いたします。

記

水路の名称	下水道
水路の所在	山口市
水路の幅員	メートル
受益戸数	戸

添付書類

水路位置図

山口市ミニ下水道整備事業実施同意者名簿（様式第2号）

様式第2号（第5条関係）

山口市ミニ下水道整備事業実施同意者名簿

このたび、山口市ミニ下水道整備事業で_____下水道を整備するにあたり、次に署名している者は、下記の事項について同意します。

記

- 1 工事に際し、宅地側に工作物等があり、その周辺の掘削ができない箇所については、法定外公共物の幅の中で施工する関係上、隣接する道の有効幅員が現況よりも狭くなること。
- 2 仮設道路や作業土場などを設置する必要がある場合、市が私有地を無償で使用する事。
- 3 市が無償で使用する土地については、施工前に養生し、工事完了後は元通りに復旧していただくようお願いしますが、止むを得ない程度の表土や基盤の不陸が生じること、または小石等が混入すること、若しくはその双方が生じること。
- 4 水路工事の際、宅地や農地への既設進入路について、蓋などを設置して出入りができるように市に対応をお願いしますが、それ以外の施設の要望はしないこと。
- 5 通行止め、駐車場の確保、塵芥収集に対する搬出等、工事に際して日常生活に影響が出る事が予想されますが、関係住民で対応し、市に協力すること。
- 6 水路工事に伴う既設舗装路の掘削影響範囲以外の舗装等は、関係住民で対応すること。
- 7 水路の維持管理は、地元関係者の負担で行うこと。
- 8 その他、上記以外のことについて疑義が生じた場合は、その都度市と協議して解決すること。

以 上

	住 所	氏 名	備 考
1		(※)	
2		(※)	
3		(※)	
4		(※)	
5		(※)	

(※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

様式第3号（第6条関係）

山口市ミニ下水道整備事業実施可否決定通知書

第 号
年 月 日

申請代表者

様

山口市長

年 月 日付で申請のあった山口市ミニ下水道整備事業実施について、次のとおり決定したので通知します。

実施の可否	可 ・ 否
水路の所在	山口市
◇事業実施年度	
◇否とした場合その理由	
◇条件	